

事業継続可否の判断基準

○各年度毎に事業実績を踏まえて翌年度以降の事業継続の可否を判断している。事業実績が低調な地域については改善計画の作成が必要となり、実績によっては個別メニューの継続不可や事業廃止もあり得る。

【評価対象メニュー】事業構想において当該年度のアウトプット、アウトカム目標を設定した個別メニュー

【評価対象実績】アウトプット、アウトカム、アンケート満足度のいずれも2月末時点の実績（※1）

事業1年度目

個別メニューの継続可否判断						事業全体の継続可否判断		
① 目標に対するアウトプット実績（※2）	② アンケート満足度結果、目標に対するアウトカム実績	→	③ 改善計画作成・提出の要否	→	④ 事業選抜・評価委員会による改善計画のチェック（※3）	→	⑤ 継続可否判断	⑥ 事業廃止判断 (事業全体（※7）に対する継続不可メニューの割合)
70%以上	Aメニュー：アンケート満足度「セミナー等が役に立った」との回答 85%以上 B・Cメニュー：アウトカム実績 30%以上	→	不要	→	→	→	継続可	
	Aメニュー：アンケート満足度「セミナー等が役に立った」との回答 85%未満 B・Cメニュー：アウトカム実績 30%未満	→	必要	→	承認	→		
50%以上70%未満	A・B・Cメニュー：アンケート満足度の結果、アウトカム実績にかかわらず全部	→		→	不承認	→	改善計画の再作成（③に戻る）	
30%以上50%未満	Aメニュー：アンケート満足度の結果にかかわらず全部 B・Cメニュー：アウトカム実績1以上	→		必要 (継続不可の審査対象) (※4)	→	承認	→	
	B・Cメニュー：アウトカム実績0（※5）	→	→		不承認	→	改善計画の再作成（③に戻る）	
30%未満	A・B・Cメニュー：アンケート満足度の結果、アウトカム実績にかかわらず全部	→	→		→	→	→	
				事業全体の30%以上：事業全体廃止 事業全体の30%未満：事業全体は継続				

（※1）2月末時点で完了した実施回がない（例えば、年1回（3日間）実施する講習で、最終日が3月に設定されている場合）個別メニューや3月にのみ実施する個別メニューは、事業継続可否判断の対象外とする。（詳細は「地域雇用活性化推進事業に関するQ&A問47」を参照すること。）
なお、事業継続可否判断の対象外となるメニューは、6月末時点（最終実績報告時点）の実績が、「③改善計画作成・提出の要否」における「必要」又は「必要（継続不可の審査対象）」の基準に相当する場合は、改善計画を作成することとする。

（※2）Cメニューのアウトプット実績については、事業者側、求職者側のいずれもが30%未満の場合に「30%未満」に、いずれもが70%以上の場合に「70%以上」に、いずれもが30%以上50%未満の場合に「30%以上50%未満」に、それぞれ該当するものとして取り扱うこととし、これら以外の場合は「50%以上70%未満」に該当するものとして取り扱う。

（※3）改善計画は事業選抜・評価委員会による承認を得る必要があり、承認を得るまでは改善計画に係る個別メニュー（「⑤継続可否判断」次第で「事業全体廃止」となる可能性がある場合はすべての個別メニュー）を実施することができない。

（※4）継続不可の審査対象となった場合の「⑤継続可否判断」においては、改善計画の内容のほか当該メニューの各種実績（アウトプット、アウトカム、アンケート満足度）等を総合的に勘案し判断する。

（※5）アウトカム実績0により継続不可の審査対象となり「⑤継続可否判断」で「継続不可」とされた場合であって、6月末時点（最終実績報告時点）までにアウトカム実績が1以上となった場合は、「継続可」と同様の扱いとする（「当該個別メニュー継続不可」とはならない。）。

（※6）事業費の削減や目標数の見直し等事業規模の縮小を条件として継続を認める場合がある（条件を受け入れられない場合は継続不可とする）。

（※7）事業全体とは、事業1年度目にアウトプット・アウトカム目標を設定したメニュー総数（ただし、事業継続可否の判断対象外メニューは除く）のことを指す。

事業2年度目

個別メニューの継続可否判断						事業全体の継続可否判断		
① 目標に対するアウトプット実績（※2）	② アンケート満足度結果、目標に対するアウトカム実績	→	③ 改善計画作成・提出の要否	→	④ 事業選抜・評価委員会による改善計画のチェック（※3）	→	⑤ 継続可否判断	⑥ 事業廃止判断 (事業全体（※7）に対する継続不可メニューの割合)
70%以上	Aメニュー：アンケート満足度「セミナー等が役に立った」との回答 85%以上 B・Cメニュー：アウトカム実績 50%以上	→	不要	→	→	→	継続可	
	Aメニュー：アンケート満足度「セミナー等が役に立った」との回答 85%未満 B・Cメニュー：アウトカム実績 50%未満	→	必要	→	承認	→		
50%以上70%未満	Aメニュー：アンケート満足度の結果にかかわらず全部 B・Cメニュー：アウトカム実績1以上	→		→	不承認	→	改善計画の再作成（③に戻る）	
50%未満	B・Cメニュー：アウトカム実績0（※5）	→		必要 (継続不可の審査対象) (※4)	→	承認	→	
	A・B・Cメニュー：アンケート満足度の結果、アウトカム実績にかかわらず全部	→	→		→	→	→	
継続不可 (※4) (※5) (※6)								
事業全体の30%以上：事業全体廃止 事業全体の30%未満：事業全体は継続								

（※1）2月末時点で完了した実施回がない（例えば、年1回（3日間）実施する講習で、最終日が3月に設定されている場合）個別メニューや3月にのみ実施する個別メニューは、事業継続可否判断の対象外とする。（詳細は「地域雇用活性化推進事業に関するQ&A問47」を参照すること。）
なお、事業継続可否判断の対象外となるメニューは、6月末時点（最終実績報告時点）の実績が、「③改善計画作成・提出の要否」における「必要」又は「必要（継続不可の審査対象）」の基準に相当する場合は、改善計画を作成することとする。

（※2）Cメニューのアウトプット実績について、事業者側、求職者側のいずれもが50%未満の場合に「50%未満」に、いずれもが70%以上の場合に「70%以上」に、それぞれ該当するものとして取り扱うこととし、これら以外の場合は「50%以上70%未満」に該当するものとして取り扱う。

（※3）改善計画は事業選抜・評価委員会による承認を得る必要があり、承認を得るまでは改善計画に係る個別メニュー（「⑤継続可否判断」次第で「事業全体廃止」となる可能性がある場合はすべての個別メニュー）を実施することができない。

（※4）継続不可の審査対象となった場合の「⑤継続可否判断」においては、改善計画の内容のほか1年度目を含む当該メニューの各種実績（アウトプット、アウトカム、アンケート満足度）等を総合的に勘案し判断する。

（※5）アウトカム実績0により継続不可の審査対象となり「⑤継続可否判断」で「継続不可」とされた場合であって、6月末時点（最終実績報告時点）までにアウトカム実績が1以上となった場合は、「継続可」と同様の扱いとする（「当該個別メニュー継続不可」とはならない。）。

（※6）事業費の削減や目標数の見直し等事業規模の縮小を条件として継続を認める場合がある（条件を受け入れられない場合は継続不可とする）。

（※7）事業全体とは、事業1年度目にアウトプット・アウトカム目標を設定したメニュー総数（ただし、事業継続可否の判断対象外メニューは除く）のことを指す。